

平成 28 年 4 月 30 日

松阪市議会議長

大平 勇様

楠谷 さゆり

## 研修参加報告

研修テーマ「地方議会論（４）」地方議会と私たちの生活②—選挙」

講師 松井真理子氏（四日市大学総合政策学部教授）

日時 平成 28 年 4 月 29 日（木）14:40~16:10

会場 四日市大学

### 記

「地方議会論」という 15 回の講義の、第 4 回目である。選挙についての基本的な講義だったが、学生に考えさせる課題をいくつか与えている。それらは同様に、私にも考えさせられる課題となり、すぐに答えの出るものではない故に、今後も考え続けていきたい。

まず、外国人の選挙権について。1995年2月28日の最高裁判決にて、「憲法93条の『住民』とは、地方公共団体の区域内に住所を有する『日本国民』を意味し、外国人は含まれない」という主文が出されたが、「民主主義における地方自治の重要性を考慮すると、住民の日常生活に密接な関係を有する公共的事務については、在留外国人の中でもその地方公共団体と密接な関係を持つ者は、選挙権を法律で認めてもよいと思う」という趣旨の、主文とは矛盾した傍論が付け加えられたという。これによって、司法でも葛藤があることが読み取れる。

二番目に、公職選挙法は、投票に行くハードルを下げていく方向であるが、と同時に、選挙をやりにくくしている法律でもあるという二面性を持つ。2016年4月6日に国会で成立した改正公職選挙法では、駅や大型商業施設などでの「共通投票所」の設置や、投票所への子ども同伴を原則解禁など、投票率を上げる試みが盛られている。他方、一番長い参議院や知事選挙でもわずか17日間の選挙運動期間であることは、例えばアメリカ大統領選と比較すると極端に短い。また、ビラの枚数の制限や未成年者の選挙運動の禁止などの制約も厳しいものとなっている。これらは、今後どのように変化していくのであろうか。

三番目に、国会議員総選挙の投票率の低下に比較して、地方議員選挙ではさらに低下が著しい。例えば、昭和 26 年には 91.02%にも上っていた市区町村議会議員選挙は、平成 23 年にはわずか 51.54%と半減している。なぜ地方議会の投票率は激減してきたのか。これを取り戻すためにはどうしたらよいのか。

最後に、地方議会における女性議員の割合は、東京都千代田区や新宿区といった特別区議会や政令指定都市議会に代表される都会ではかなり大きく増加しているのに対し、なぜ田舎では伸び悩んでいるのか。

特に、最後の 2 項目については、私自身も真剣に考えていきたいことであり、今後選挙権が 18 歳以上に引き下げられる効果はどう出るのかと合わせて、民主主義の根本的な問題点としてしっかり見ていきたい。

以上